

ジャストミートあたる議員に対する議員辞職勧告決議

余市町議会では、議員がソーシャルメディアを利用した情報発信を行う場合には、令和7年6月24日に策定した「余市町議會議員ソーシャルメディア運用ガイドライン」を遵守し、ユーチューブをはじめとするソーシャルメディアの利用をしなければならないこととしている。

本ガイドラインの基本原則には、「議員としての自覚と責任を持ち、良識ある情報内容とすること。」、「基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。」、「発信する情報は正確を期するとともに、誤解を招くことのないよう努めること。」、「発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。」などを定め、発信すべきでない情報には、「不敬な言い方を含む情報」、「事実と異なる情報や自らの憶測を含む情報」、「違法行為または違法行為を煽る情報」、「その他公序良俗に反する一切の情報」などを定めているが、ジャストミートあたる議員のソーシャルメディアによる情報発信では本ガイドラインが守られていないと考える。

また、本町議会会議規則第101条においても、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定され、余市町政治倫理条例第4条では、町長等及び議員は、「町民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定されている。

ジャストミートあたる議員には、令和6年第3回定例会において、会議や自身が行う動画配信において、不適切発言を繰り返すなど「議員としての品位の保持及び秩序維持」に努めておらず、議員としての職責、責任の重さなどを認識していないとして問責決議がなされ、その責任を厳しく問われたにもかかわらず、現在もソーシャルメディアでの同僚議員などへの侮辱をはじめ、相手方の立場になると不快となるような発言が繰り返されている。

また、不敬な言動をはじめ、自らの憶測、そして差別的な表現を含むジャストミートあたる議員の発信に関する苦情が町内外から多く寄せられており、議員としての品位を欠いているものと考える。

ソーシャルメディアは、今日では非常に有効な情報発信手段の一つであるが、その利用に当たっては、良識ある情報発信と他者への配慮が十分になされなければならない。

しかし、現在もジャストミートあたる議員が発信するソーシャルメディアにおいては、相手方への配慮が見られず自分の主張を繰り返し、名誉棄損にまで及びかねない発言を繰り返すなど、相手方に不快な思いをさせる内容が多く見受けられる。

議員は、公人として他者に不快な感情を与える行為とならないよう、わきまえた行動をしていかなければならないものと考える。

以上のことから、ジャストミートあたる議員は、本町議会会議規則をはじめ、余市町政治倫理条例、余市町議会議員ソーシャルメディア運用ガイドラインに抵触するものと考えられ、議員としての資質がないことが認められる。

よって、道義的、社会的な責任を感じ、自らの意思によって直ちに議員の職を辞するよう勧告するものである。

令和7年12月11日

余市郡余市町議会